

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
維持管理及び運営業務委託契約書（案）

平成 2 1 年 1 2 月

佐 世 保 市

**佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
維持管理及び運営業務委託契約書（案）**

- 1 事業名 佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
- 2 事業場所 佐世保市桜木町 7－1 6 佐世保市山の田浄水場内
佐世保市瀬戸越 1 丁目 1 4 5 2 佐世保市大野浄水場内
- 3 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 業務委託料 契約書記載のとおり
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー ）
- 5 契約保証金 ￥ ー

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 住所 佐世保市八幡町 4 番 8 号
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者
氏名 吉 村 敬 一 印

受託者（特別目的会社）
住所
氏名 印

（目的）

第1条 本契約は、佐世保市水道局（以下「甲」という。）が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業に係る北部浄水場（仮称）の維持管理及び運營業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業基本協定書、並びに佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業維持管理及び運營業務に関する基本契約書に基づき、受託者（以下「乙」という。）が行う本業務に必要とされる事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、甲が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業をいう。
- (2) 「本契約」とは、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業維持管理及び運營業務委託契約書（頭書を含む。）をいう。
- (3) 「本施設」とは、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業設計及び建設工事請負契約の請負者が建設し、甲が引渡しを受けた施設をいう。
- (4) 「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり甲が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する甲の回答を示した書面のすべてをいう。
- (5) 「契約書等」とは、本契約、技術提案書、要求水準書等並びに本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。
- (6) 「技術提案書」とは、乙が入札書類の一部として甲に提出した、本事業に関する提案が記載された書面のすべてをいう。
- (7) 「運営開始予定日」とは、平成27年4月1日とする。ただし、甲と乙の合意により運営開始予定日に変更された場合には、変更後の日をいう。
- (8) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定され、又は改廃されることをいう。
- (9) 「第三者」とは、甲及び乙への出資会社が属する落札者グループの構成員以外の者をいう。
- (10) 「指示等」とは、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除をいう。
- (11) 「修繕」とは、要求水準書等に定める本施設の機能を確保するため、劣化の認められた設備の全部又は一部を取り替える作業をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表第二号に定める耐用年数を超過した設備について善良なる管理者の注意義務を以てしても発生した修繕を要する不具合、暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (13) 「基本維持管理費」とは、別紙5（業務委託料）1. に定める意味を有する。

（総則）

第3条 甲及び乙は、契約書等に基づき、本契約を履行しなければならない。

- 2 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、これにより解釈される。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 本契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 本契約に係る訴訟については、長崎地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

第3条の2 乙は、本契約の履行にあたり、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲の業務上及び技術上に係わる事項を、履行期間中はもとより契約の終了後においても第三者に漏えいしてはならない。また、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 前項の規定は、履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- 4 乙は、乙の従業員（下請負者及び再委託先を含む。）に対して、甲の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 乙は、本事業が水道事業としての公共性を有し、公共事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

（規定の適用関係）

第5条 契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、本契約、本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、要求水準書等、技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書等の求める水準を上回る事項については、技術提案書を優先する。

- 2 技術提案書に誤りが発見された場合又は要求水準書等に定めのない事項が技術提案書に含まれている場合は、甲及び乙はその取扱いについて協議する。

（指示等及び協議の書面主義）

第6条 本契約に定める指示等は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、指示等を口

頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務内容）

第7条 本業務の範囲は、別紙3「業務範囲」に記載のとおりとする。

（費用負担）

第8条 本業務について、乙のなすべき義務の履行に関するすべての費用は、業務委託料及び本契約において定められている甲が負担すべきその他の費用を除き、乙が負担する。

（許認可、届出等）

第9条 乙は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、甲が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除く。

（契約の保証）

第10条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、別紙9（契約の終了に伴う違約金の算出）に基づき算出される違約金の額（以下本条において「運営保証対象額」という。）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 運営保証対象額の著しい変更があった場合には、保証の額が変更後の運営保証対象額に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(関係者協議会)

第12条 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うことを目的とした甲及び乙により構成される関係者協議会を設置する。

2 関係者協議会の会員には、有識者等の第三者を必要に応じて含めることができる。

3 甲及び乙の協議を要する事項が生じたときは、甲又は乙は、相手方に対し請求することにより、必要に応じて随時関係者協議会を開催することができる。この場合において、関係者協議会の開催に要する費用は、各自の負担とする。

4 甲及び乙は、本契約において協議を要するとされる事項については、関係者協議会において協議の上決定する。ただし、甲と乙が別途合意した場合には、関係者協議会を開催することなく決定することができる。

5 甲及び乙は、関係者協議会の決定事項を遵守する。

6 甲及び乙は、関係者協議会における詳細な協議事項を第1回関係者協議会で定めるほか、関係者協議会運営準則を採択する。

7 関係者協議会で協議又は決定した事項は、乙が書面にまとめ甲に提出する。

(水道法に基づく第三者委託等)

第13条 甲は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3の規定に基づき、本業務を乙に委託し、乙は、本業務を乙の責任と費用をもって実施する。

2 乙は、本業務を実施するにあたり、水道法第24条の3第3項の規定により、専任の受託水道業務技術管理者1名を定める。

3 乙は、受託水道技術管理者を定めたときは、書面によりその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。受託水道業務技術管理者を変更した場合も同様とする。

4 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を総括する責任者として本業務の実施を管理する。

5 乙は、本業務の実施に関し、その管理を行う現場業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知するとともに、甲の確認を得なければならない。現場業務責任者を変更した場合も同様とする。

6 現場業務責任者は、本業務の実施を総括する。なお、受託水道業務技術管理者は、現場業務責任者を兼ねることができる。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、本業務の全部を一括して、又は本業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（原水の供給）

第15条 甲は、乙に原水を供給する。

- 2 要求水準書等に定める原水の水量及び水質を確保するために必要な措置は、甲が自己の責任において実施する。

（性能保証）

第16条 乙は、甲が要求水準書等に定める原水に関する条件を満たしている時は、甲に対して、履行期間を通じて契約書等に定める浄水の水量及び水質を保証する。

（維持管理及び運営マニュアルの提出）

第17条 乙は、要求水準書等に従い、運営開始予定日の60日前までに、本業務の実施に関するマニュアル（以下「維持管理及び運営マニュアル」という。）を作成して甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、乙から提出された維持管理及び運営マニュアルにおいて、契約書等に反する記載があると認められる場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合は、乙に対してその旨を通知する。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 4 乙は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において維持管理及び運営マニュアルを変更し、再度、甲の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、維持管理及び運営マニュアルの変更を行わないことについて甲の合意が得られたときは、この限りでない。

（本施設の維持管理及び運営体制の確認等）

第18条 乙は、維持管理及び運営マニュアルに基づき、第13条（水道法に基づく第三者委託等）に規定する受託水道業務技術管理者及び現場業務責任者を含む本業務の実施に必要な有資格者その他の人材を確保し、それらの者に対し本業務の実施に必要な研修等を行う。

- 2 乙は、前項に規定する研修等を完了し、本施設を運営することが可能となったときは、甲に対してその旨を通知し、運営開始予定日の前日までに甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の維持管理及び運営の体制を確認するため、乙にあらかじめ通知の上、本施設内に立入調査し、乙に必要な報告をさせることができる。この場合において、甲は、当該確認の結果、本施設の維持管理及び運営の体制が、関係法令等又は契約書等に基づく条件を満たしていないと判断したときは、乙に対して、相当の期間を定めて改善措置を命ずることができる。

（維持管理計画書等の提出）

第19条 乙は、要求水準書等に従い、毎事業年度の初日の30日前までに本業務の内容を記載した年間維持管理計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。年間維持管理計画書

の記載事項は、甲乙協議の上定める。

- 2 乙は、要求水準書等に従い、運営開始予定日の60日前までに長期修繕計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、乙は、事業年度ごとに必要に応じて長期修繕計画書の見直しを行い、毎事業年度の初日の30日前までに甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、毎月20日までに、月間維持管理計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 甲は、乙から提出された年間維持管理計画書及び月間維持管理計画書において、契約書等に反する記載があると認められる場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合は、乙に対してその旨を通知する。
- 5 前項の場合において、乙は、甲に協議を申し入れることができる。
- 6 乙は、第4項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において年間維持管理計画書又は月間維持管理計画書を変更し、再度、甲の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、年間維持管理計画書又は月間維持管理計画書の変更を行わないことについて甲の合意が得られたときは、この限りでない。

(本施設の維持管理及び運営)

第20条 乙は、履行期間を通じて、本契約を遵守し、本業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、履行期間を通じて、乙の費用負担において、甲の承諾を得た維持管理及び運営マニュアルに定められた本施設の運転方法等を遵守しなければならない。
- 3 乙は、履行期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。
- 4 乙は、要求水準書等に定める本施設の機能を確保するため、甲の承諾を得た長期修繕計画書に従い、必要となる本施設の修繕等の適切な措置を講じる。
- 5 長期修繕計画書で予定されていない修繕（以下、本条において「計画外の修繕」という。）の必要が生じたときは、甲及び乙は協議によりその原因の究明及び責任の分析を行う。
- 6 前項の分析の結果、計画外の修繕の原因が乙の責に帰すべき事由によるときは、乙は、速やかに、要求水準書等に定める本施設の機能を確保するために必要な修繕を行う。ただし、計画外の修繕の原因が甲の責に帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令等の変更によるときは、甲は、速やかに、要求水準書等に定める本施設の機能を確保するために必要な修繕を乙に委託する。
- 7 乙は、前項の規定に基づき計画外の修繕を行おうとするとき、又は委託されたときは、甲に対し速やかに修繕計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。乙は、甲の承諾を得た修繕計画書に基づき当該計画外の修繕を行うものとする。
- 8 本条に定める修繕の費用は、修繕を要する原因が甲の責に帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令等の変更によるものであることが一見して明らかな場合を除き、乙が負担する。ただし、甲は、第5項の規定に基づく分析により判明した原因に関する責任の割合に応じた費用を負担する。なお、甲の責に帰すべき事由により修繕が生じたときは、甲は、乙が被る損害を乙に賠償するものとする。

(維持管理及び運営状況のモニタリング)

第21条 甲は、契約書等に適合した本業務の実施を確保するため、自らの責任と費用においてモニタリングを実施する。

2 モニタリングの項目及び方法については、別紙4「モニタリング」による。

3 甲は、前二項のモニタリングの実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(環境管理活動)

第22条 乙は、甲が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、環境に十分配慮しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第23条 乙は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。また、作業従事者に対する諸法令等の運用及び適用は、乙が責任を持って行う。

(見学者の対応)

第24条 乙は、甲が本施設の見学の申入れを受け付けた場合、説明及び紹介を行うなど見学者の対応を行う。

(ユーティリティ等の調達)

第25条 本業務の実施に必要な電力、水道水及び公共下水道の使用は、別紙10「ユーティリティ費用の徴収方法」に規定する方法により有償支給とする。

2 電力、ガス及び水道水の使用量は、計画的に節減に努めるとともに、乙が設置する計量器により乙の責任で使用量を報告する。

3 乙は、自らが設置する計量器の精度管理に努め、計量法に基づく必要な検定を受けなければならない。

4 甲から乙に貸与されるものを除き、乙は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要な消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達する。

(甲への損害賠償)

第26条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた甲の損害の一切を甲に賠償する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその損害を賠償する。

- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の措置)

第28条 乙は、本施設に事故が発生した場合及びその他緊急の場合、本施設の全部又は一部の緊急停止を含む被害防止措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じ、その旨を速やかに甲に報告する。

- 2 前項に規定する事態が発生した場合、乙は、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書きの場合において、乙は、自らとった措置の内容を甲に直ちに報告しなければならない。
- 4 乙は、第1項に規定する事態が発生した場合、周辺環境に影響が及ぶおそれがあるときは、甲と協議の上、調査を行わなければならない。この場合の費用負担は、甲乙協議により帰責事由を明らかにした上、定める。
- 5 甲は、緊急時に安全上の理由により本施設を停止する必要があると認めた場合、乙に施設の停止を指示することができる。
- 6 前五項に規定する措置を講じたために生じた費用及び損害については、当該緊急事態の原因が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は乙がこれを負担し、それ以外の場合は甲が負担する。

(水量及び水質の異常に対する措置)

第29条 浄水の水量及び水質が要求水準書等に定める水準を満たさないときは、乙は、当該水準を満たすよう、速やかに対応措置を講じるとともに、甲にその状況を報告する。

- 2 浄水の水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又はその恐れがあるときは、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議する。また、第三者への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協同して必要な措置を講じるものとし、乙は、最大限の誠意と努力をもって甲に協力しなければならない。
- 3 前二項の措置を講じたために生じた費用については、前2項の事態の発生が乙の責に帰すべき事由による場合は乙がこれを負担し、それ以外の場合は甲が負担する。

(業務委託料)

第30条 甲は、本業務の実施の対価として、別紙5「業務委託料」に規定する方法により業務委託料を乙に支払う。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に業務不履行、サービス水準の未達等があった場合には、別紙5「業務委託料」の4に規定する方法により業務委託料を減額することができる。
- 3 前2項のほか、契約書等において想定した本業務実施に関する条件とは異なる事態が生じた場合には、業務委託料の見直しについて甲乙協議の上、決定する。
- 4 前項の協議は、甲又は乙からの申入れにより実施し、双方誠意を持って行う。

- 5 乙は、別紙4「モニタリング」に規定する月報に対する甲の承諾を得た後において、当該月の業務委託料に関する請求書を作成し、甲に提出する。
- 6 甲は、前項に規定する請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を乙に支払う。

(保険)

- 第31条 乙は、本業務の実施にあたり、履行期間の全期間にわたり、別紙6「保険」に規定する保険を付保し、又は乙から本業務の一部について実施の委任を受け、若しくはこれを請け負う者をして当該保険に加入させなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する保険に加入し、若しくは保険契約を更新した場合、又は乙から本業務の一部について実施の委任を受け、若しくはこれを請け負う者をして保険に加入させ、若しくは更新させた場合、速やかに当該保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(不可抗力)

- 第32条 甲及び乙は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知する。
- 2 前項の場合、甲及び乙の協議により不可抗力が認められたときは、甲及び乙は、不可抗力が生じた日以降、不可抗力により履行ができなくなった範囲において本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に生じる損害を最小限にするよう努める。なお、甲は、業務委託料の支払において、乙が履行義務を免れた義務については、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、業務委託料の支払を行うことができる。
 - 3 乙は、不可抗力により本業務に関して合理的な追加費用が生じた場合、当該費用の負担方法等について甲と協議することができるものとし、当該協議が60日以内に整わない場合、別紙7「不可抗力」に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
 - 4 乙は、不可抗力により本業務に関して第三者に損害を及ぼした場合、損害賠償の負担方法等について甲と協議することができるものとし、当該協議が60日以内に整わない場合、別紙7「不可抗力」に規定する負担割合に応じて費用を負担する。ただし、当該損害について前条の規定に基づき乙が付保した保険によりてん補される部分がある場合、甲及び乙は、当該損害額から当該保険によりてん補される金額を控除した金額について別紙7「不可抗力」に規定する負担割合に応じて費用を負担する。

(法令等の変更に係る負担)

- 第33条 乙は、履行期間中に法令等が変更されたことにより本契約に規定する自らの義務の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に通知する。
- 2 乙は、前項の場合、当該法令等の変更により履行ができなくなった範囲において本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令等の変更により甲に生じる損害を最小限にするよう努める。なお、甲は、業務委託料の支払において、乙が履行義務を免れた義務については、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、業務委託料の支払を行うことができる。
 - 3 乙は、法令等の変更により本業務に関して合理的な追加費用が生じた場合、当該費用の負担

方法等について甲と協議することができるものとし、当該協議が60日以内に整わない場合、別紙8「法令変更」に規定する負担割合に応じて費用を負担する。

（甲による本契約の終了）

第34条 甲は、履行期間において次の各号のいずれかに該当する場合、第4項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、甲の催告にもかかわらず、乙が本施設について、維持管理及び運営マニュアル又は年間維持管理計画書に従った維持管理及び運営を行わないとき。
- (2) 乙が本契約の重大な条項に違反し、かつ甲が相当期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (3) 乙が本業務の履行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 乙が破産、会社更生、特別清算又は民事再生その他の倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立て等を決議したとき、又は第三者より申立て等を受けたとき。
- (5) 乙が重大な法令等の違反をしたとき。

2 甲は、前項各号の事由により本業務自体を継続させ得ないと判断したときには、本契約を終了することができる。この場合、乙は、別紙9「契約の終了に伴う違約金の算出」により算出した額を違約金として直ちに甲に支払い、甲は、かかる違約金債権を乙に対する支払債務との間で相殺することができる。

3 甲は、不可抗力又は法令等の変更により本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合、乙と協議の上、甲が本業務自体を存続させ得ないと判断したときは、本契約を終了することができる。この場合、次の各号に従う。

- (1) 甲は、本契約を終了させたときには、本契約の終了に伴い乙が負担した必要な費用を乙に支払う。
- (2) 前号の支払をもって甲乙間の債権債務関係は終了する。

4 甲は、前三項の規定によるほか必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。この場合、甲は、契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

（乙による本契約の終了）

第35条 乙は、履行期間において次の各号のいずれかに該当する場合、催告することなく本契約を終了することができる。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、支払期限以後30日以内に履行しなかったとき。
- (2) 甲の責に帰すべき事由により、本業務の履行が不能となったとき。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲が本契約に基づく甲の義務を履行しない場合（前項に掲げるものを除く。）、乙は、30日以上かつ60日以内の期間を設けて催告を行った上で、本契約を終了することができる。

3 乙は、法令等の変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継

続に過分の費用を要する場合、甲と協議の上、本契約を終了することができる。

- 4 甲は、第1項及び第2項の規定に基づき本契約を終了した場合、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

(本契約の終了又は履行期間満了に際しての措置)

第36条 本契約の履行期間が満了になるとき、又は第34条（甲による本契約の終了）若しくは前条の規定により本契約が解除されたときは、乙は、速やかに本施設の維持管理及び運営に必要な書類その他甲が指定するものを甲に提出するほか、甲が指定する者に適切な業務の引継ぎを行う。

- 2 前項の引継ぎの内容、期間等は、甲乙協議により定める。

(租税の負担)

第37条 乙は、本契約に関連して生じる租税のすべてを負担する。また、甲は、乙に対して本業務の業務委託料に係る消費税及び地方消費税の支払を除き、本契約に関連する租税について、本契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。

(秘密保持)

第38条 甲及び乙は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において、以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次に掲げる各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 乙の株主及び融資金融機関、並びにこれらの者に対して本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。ただし、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。

- (2) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合。

- 2 次に掲げる各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に自ら保有している情報
(2) 情報開示者から提供を受ける前に既に公知である情報
(3) 第三者から正当に入手した情報
(4) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
(5) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報

- 3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後5年間その効力を有する。

(特許権の使用)

第39条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関するすべての責任を負う。

(著作権)

第40条 乙が本契約に基づいて作成する成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は乙に帰属する。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、事前に乙に通知することにより、無償にてこれを利用することができる。その利用の権利は、本契約の終了後も存続するものとする。

3 乙は、自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

4 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 甲は、乙が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物という。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(本契約の変更)

第41条 本契約（別紙を含む。）の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第42条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第43条 本契約の解釈について疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めることとする。

〔別紙 1〕 個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項（第 3 条の 2 関連）

（基本的事項）

第 1 乙は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得る情報（以下「個人情報」という。）及び本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは乙自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の保護の重要性を認識し、本契約の履行にあたっては、個人及び甲の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び業務情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、本契約の履行にあたり個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（再委託の禁止）

- 第 4 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う際は、自ら行うものとし、当該業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、前項に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾により第三者へ委託する場合は、当該第三者に対し本特記事項に基づき乙が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 乙は、甲が指示したときを除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の引渡し）

第 7 乙は、本契約の履行にあたり甲から個人情報及び業務情報の提供を受けるときは、受託事業者であることを証するものを提示し引き渡しを受けなければならない。

（適正管理）

第 8 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報及び業務情報の適正な管理のために、情報の取扱い管理責任者を定め、必要な措置を講じなければならない。

(従事者及び作業場所の特定)

第9 乙は、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取扱う場合、当該情報を扱う従事者及び作業場所を特定しなければならない。また、乙は、特定した従事者及び作業場所以外で業務を行ってはならない。

(文書・電子媒体等の取扱い)

第10 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- (2) 盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (3) 取り扱うことのできる従事者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。

(資料等の返還等)

第11 本契約が終了する際には、乙は、本契約の履行にあたり甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び業務情報が記録された資料等及び業務情報が記録された資料等は、甲に返還し、若しくは引き渡し、又は廃棄するものとする。なお、甲から提供を受け、又は自ら作成した資料等が電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法については、甲乙が協議の上決定することとする。

(情報セキュリティ遵守状況の報告)

第12 乙は、本契約の履行にあたり、情報セキュリティ遵守に関する事項について、業務報告に併せて行わなければならない。

(監査)

第13 甲は、乙が本契約の履行にあたり、取り扱っている個人情報及び業務情報の状況を確認するために、監査することができる。

(事故報告)

第14 乙は、個人情報及び業務情報の取扱いに関し、本契約の履行に影響を及ぼす事故が発生又は事故の発生が予想されるときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるとともに、直ちにその旨を甲に通知し甲の指示を受けるとともに、遅滞なくその状況を書面により、甲に報告しなければならない。

(事故時等の公表)

第15 甲は、本契約の履行にあたり発生した情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、甲が適切な説明責任を果たすために、必要に応じ、当該事故等の公表を行うことができる。

(損害賠償等)

第16 乙又は乙の従業員（下請負者及び再委託先を含む。）が、本契約の履行にあたり知り得た

個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合又は当該業務の目的外に利用、提供等した場合は、甲は、乙に対して差止め、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

(対象外)

第17 乙は、次の各号に該当する情報は、原則として業務情報として扱わないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 業務情報を利用することなく独自に開発した情報

(従事者への周知)

第18 乙は、本契約の履行にあたり従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該契約の履行に関して知り得た個人情報及び業務情報をみだりに他人に知らせ、又は当該契約の履行目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知し、管理しなければならない。

(罰則)

第19 本契約の履行にあたり従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。（佐世保市個人情報保護条例第40条適用の場合）

2 従事者が、本契約の履行にあたり知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。（佐世保市個人情報保護条例第41条適用の場合）

(従事者及び作業場所の特定)

第20 乙は、第9の規定に関し、甲が別途指定する様式による「情報の取扱いに関する従事者等報告書」により、甲に報告しなければならない。ただし、業務計画等において、別途第9に規定する内容を記載し、甲へ報告する場合には不要とする。なお報告した内容を変更する場合には、その都度、甲にその旨を報告しなければならない。

(情報セキュリティに関するサービスレベルの保証)

第21 乙は、本契約の履行にあたり情報システムの開発を行う場合は、下記の項目について甲が別途指定するサービスレベルを保証しなければならない。

- (1) 秘密の保持
- (2) 個人情報収集の制限
- (3) 再委託の条件
- (4) 目的外利用及び提供の禁止

- (5) 複写又は複製の禁止
- (6) 個人情報の引渡し
- (7) 情報の適正管理
- (8) 従事者及び作業場所の特定
- (9) 文書・電子媒体等の取扱い
- (10) 情報セキュリティ遵守状況の報告
- (11) 事故報告
- (12) 従事者への周知

〔別紙２〕 情報セキュリティに関する特記事項（第３条の２関連）

（１）佐世保市情報セキュリティポリシーの主旨の遵守

乙は、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは乙自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係る情報（以下「業務情報」という。）の適正な管理を図り必要な措置を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

（２）業務情報の管理体制

業務情報の管理に関して、乙の組織内において、情報管理組織を設置し利用者を制限しなければならない。

（３）業務実施場所（乙の事業所等を含む）

乙は、業務情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にしなければならない。

（４）業務情報の管理方法

乙は、業務情報の保管にあたっては、その保管場所並びに作業場所を定めるとともに外部からの立入を防ぐ措置を講じなければならない。

（５）業務情報の持ち出しの禁止

乙は、業務情報を保管場所及び作業場所から持ち出してはならない。ただし、本契約の履行のために、前項で定めた作業場所以外で作業を行う場合は、該当する利用者の特定と利用するモバイルコンピュータ端末に実施しているセキュリティ対策を講じ、佐世保市に書面で提出し承認を得なければならない。

（６）技術情報セキュリティ対策

乙は、本契約の履行のために利用するネットワーク、構成機器（端末機及びサーバを含む）、ソフトウェア等に対し、不正アクセスや情報漏洩等を防ぐための管理及び措置を講じなければならない。

（７）コンピュータウィルス対策について

乙は、本契約の履行のために利用する端末機等に対し、コンピュータウィルス対策を講じなければならない。

（８）端末機等の持ち込みについて

本契約の履行のために臨時的に端末機を持ち込み利用する場合は、利用目的等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を得なければならない。

（９）電子媒体の持ち込みについて

本契約の履行のために電子媒体を持ち込み利用、又は佐世保市に提供する場合は、当該電子情報等の内容、使用目的、入手先等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理

責任者が指名した職員に説明し承認を受け、電子媒体を利用又は佐世保市に提供しなければならない。なお、持ち込む電子媒体は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

(10) 持ち込んだ電子媒体及び端末機等への電子データの保存について

持ち込んだ電子媒体及び端末機等に甲が所有する電子データを本契約の履行のために保存する、又は保存し持ち出す必要がある場合は、当該電子データの内容、使用目的、管理方法等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を受け、当該職員の立会のもとに作業を行わなければならない。

(11) ネットワークへの端末機等の接続について

持ち込んだ端末機等は、甲が所管するネットワークへ接続してはならない。ただし、本契約の履行のために乙で所有する端末機等をネットワークに接続しなければならない場合は、あらかじめ、以下に定める当該ネットワークの管理責任者と協議し、承認を受けなければならない。

なお、持ち込む端末機等は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

また、ネットワークに接続し作業を行う際は、以下に定める当該ネットワークの管理責任者が指名した職員の立会のもとに行わなければならない。

佐世保市行政情報ネットワーク 統括管理責任者

佐世保市行政情報ネットワークに接続していない個別ネットワーク 個別管理責任者

〔別紙３〕 業務範囲（第７条関連）

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 運転管理
- イ 保守点検
- ウ 水質管理
- エ 修繕
- オ 消耗品の調達及び管理
- カ 膜交換
- キ 薬品の調達及び管理
- ク 光熱水燃料等の管理
- ケ 汚泥の運搬又は有効利用
- コ 見学対応
- サ 清掃
- シ 植栽管理
- ス 警備
- セ 災害、事故及び緊急時対応
- ソ 事業終了時の引継ぎ

〔別紙４〕 モニタリング（第２１条、第３０条関係）

１．維持管理及び運営状況の報告

（１）日報及び月報

乙は、本施設の維持管理及び運営に関する日報（以下「日報」という。）と月報（以下「月報」という。）を作成し、月報については毎月の末日から１０日以内（提出の期限日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に甲に提出するものとし、日報については乙の事務所内に保管し、甲の要請に応じて閲覧に供する。日報及び月報の記載事項は、甲乙協議の上定める。

（２）年間業務報告書

乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌事業年度の甲が指定する期日までに、甲に提出する。

２．維持管理及び運営状況の確認と改善要求

（１）甲による月報の確認（既済部分検査）

甲は、乙から月報の提出を受けた場合、報告内容を承諾するときはその旨を、承諾しないときはその旨と理由を記載して、提出を受けた日から１４日以内（期限日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に乙に通知する。

甲が報告内容を承諾し、その旨を乙に通知した場合は、月報に報告された月に係る維持管理及び運営業務の既済部分検査に合格したものとし、乙は別紙５「業務委託料」に記載するところに従って、当該月の維持管理及び運営費（基本維持管理費）の支払を受けることができる。

乙は、甲が報告内容を承諾しない旨通知した場合、甲からの指摘事項を踏まえて報告内容の補足、修正又は変更を行い、再度甲に提出して承諾を受ける。

（２）改善通告

（１）の確認の結果、要求水準書等及び技術提案書に定めるサービス水準の未達が判明した場合には、甲は、乙に対して、サービス水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告する。

乙は、通告を受領した日から１０日以内に、改善の方法、期限等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出し、承諾を得た上で速やかに改善措置を講じる。甲は、改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、理由を明らかにした上で、乙に改善計画書の変更と再提出を求めることができる。

甲は、乙からの改善措置の完了の通知又は改善期限の到来を受け、改善計画の実施によりサービス水準の未達の是正が行われたかどうかを直ちに確認する。この確認の結果、是正がなされていないと認められるときは、甲は乙に対して再度、当該改善計画書の変更と再提出を求め

る。

(3) 随時モニタリング

甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するため、随時、本施設に立ち入ることができる。
また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る費用の収支状況等について説明を求めることができる。

3. 財務モニタリング

(1) 経営計画の確認

乙は、翌事業年度が開始する日の3ヶ月前までに、翌事業年度の経営計画書を甲に提出しなければならない。なお、この経営計画書の様式は、別途乙が定め、甲が承諾したものによること。

甲は、当該経営計画書を確認し、疑義がある場合には、乙に対し質問等を行うことができる。
この場合、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

(2) 財務状況の確認

乙は、乙の毎会計年度の終了後3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定された、当該事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（会計監査人及び監査役による監査を受けたもの）を甲に提出しなければならない。

甲は、当該計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を確認し、疑義がある場合には、乙に対し質問等を行うことができる。この場合、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

なお、乙から提出された計算書類及び事業報告については、甲が必要と認める場合、公表する場合がある。

〔別紙５〕 業務委託料（第３０条関連）

本業務の業務委託料は、基本維持管理費、調整費、温室効果ガス発生抑制奨励金、業務要求水準未達による業務委託料の減額、並びに消費税及び地方消費税の合計額とする。

１．基本維持管理費

（１）対象となる費用

基本維持管理費は、維持管理及び運営費のうち次の表に示す費用とする。

		摘要	備考
基本維持管理費	人件費		
	動力費	電気料金、燃料費等	本施設の運転に必要なもの
	光熱水費	電気料金、水道料金、下水道使用料等	
	通信運搬費	電信、電話料等	
	修繕費	保守点検費、補修費等	当該保守点検又は補修をグループ構成員に委託する場合の当該委託費用とする。グループ構成員以外に委託する場合は、委託費とする。
	材料費	修繕に要する諸材料費	
	薬品費		
	委託費	清掃、汚泥の運搬・処分等を委託する場合の委託費用	グループ構成員以外への委託費
	その他業務費	上記に含まれない業務関連費用	
	保険料		
	公租公課	所得税、法人税等	
	その他諸経費		
	乙の利益		

（２）算定方法

本業務の履行に必要な上記費用について、履行期間にわたる合計額及び各事業年度の支払額は乙が入札価格内訳書において提案した金額とする。

また、毎月の支払額は、当該事業年度の支払額を１２等分した額を基本とする。

（３）支払方法

乙は、別紙４「モニタリング」の２（１）に記載する毎月の既済部分検査の合格後、請求書を甲に提出し、甲は、請求書の受理日から３０日以内に乙に支払う。

2 調整費

調整費は、物価変動調整（人件費分）、物価変動調整（人件費以外）、用益費調整及びその他の調整からなる。調整は、各事業年度が終わるごとに1回行い、翌事業年度6月分の基本維持管理費の支払時において基本維持管理費に加算し、又は控除する。

（1）物価変動調整（人件費分）

ア 対象とする費用

基本維持管理費のうち人件費の当該事業年度における支払額を対象とする。

イ 調整の方法

「毎月勤労統計調査年間結果確報」（厚生労働省）に掲載されている前年比の実質賃金指数（事業所規模5人以上、長崎県、調査産業計、現金給与総額）の変動率をもとに、下記の算定式により調整額を算定する。

なお、変動率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、前回調整時からの変動率の絶対値が1.5%以下であった場合は、当該年度分の調整は行わない。

$|F I_N / F I_P - 1| > 1.5\%$ のとき

$$F A_N = H_N \times (F I_N / F I_{21} - 1)$$

$|F I_N / F I_P - 1| \leq 1.5\%$ のとき

$$F A_N = H_N \times (F I_P / F I_{21} - 1)$$

ここに、

$F A_N$ ：当該事業年度の人件費に係る物価変動調整費

H_N ：当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち人件費相当額

$F I_{21}$ ：平成21年（事業者の公募年）における実質賃金指数の年平均値

$F I_N$ ：当該事業年度の4月が属する年における実質賃金指数の年平均値

$F I_P$ ：前回調整の基礎となった事業年度の4月が属する年における実質賃金指数の年平均値。一度も調整が行われていない状態での $F I_P$ は $F I_{21}$ とする。

（2）物価変動調整（人件費以外）

ア 対象とする費用

基本維持管理費から人件費、修繕費、委託費、その他業務費、保険料、公租公課、その他諸経費及び乙の利益、並びに動力費及び光熱水費から電気料金、水道料金及び下水道使用料を除いた、当該事業年度の支払額を対象とする。

イ 調整の方法

「物価指数季報」（日本銀行）に掲載されている国内企業物価指数（総平均）の年度平均値について、前事業年度における当該指数の年度平均値に対する比率を算定し、算定された物価指数比をもとに下記の算定式により調整額を算定する。

なお、物価指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、前回調整時からの変動率の絶対値が1.5%以下であった場合は、当該年度分の物価変動調整は行わない。

$|PI_N / PI_P - 1| > 1.5\%$ のとき

$$A_N = M_N \times (PI_N / PI_{21} - 1)$$

$|PI_N / PI_P - 1| \leq 1.5\%$ のとき

$$A_N = M_N \times (PI_P / PI_{21} - 1)$$

ここに、

A_N ：当該事業年度の物価変動調整費

M_N ：当該事業年度における基本維持管理費の支払合計額のうち、人件費並びに動力費及び光熱水費のうち電気料金、水道料金及び下水道使用料を除いたものの相当額

PI_{21} ：平成21年度（事業者の公募年度）における国内企業物価指数の年度平均値

PI_N ：当該事業年度における国内企業物価指数の年度平均値

PI_P ：前回調整の基礎となった事業年度における国内企業物価指数の年度平均値。一度も調整が行われていない状態での PI_P は PI_{21} とする

（算定例）

平成21年度の国内企業物価指数 $PI_{21} = 102.925$ 、平成27、28年度における国内企業物価指数がそれぞれ $PI_{27} = 110.220$ 、 $PI_{28} = 109.571$ であったとき、

- ・平成27年度分の物価変動調整費 A_{27} は、 $|PI_{27} / PI_{21} - 1| = 7.08\% > 1.5\%$ であるから、 $A_{27} = M_{27} \times (PI_{27} / PI_{21} - 1) = M_{27} \times 7.09\%$
- ・平成28年度分の物価変動調整費 A_{28} は、 $|PI_{28} / PI_{27} - 1| = 0.58\% < 1.5\%$ であるから、 $A_{28} = M_{28} \times (PI_{27} / PI_{21} - 1) = M_{28} \times 7.09\%$

（3）用益費調整

動力費及び光熱水費のうち電気料金、水道料金及び下水道使用料に適用し、各項目の実績単価をもとに変動率を算出し適用する。

ア 電気料金

下記の算定式により調整額を算定する。

$$E_N = EC_N \times (EF_N / EY_N - EU)$$

ここに

E_N ：当該事業年度の電気料金調整費

EC_N ：当該事業年度において本施設で使用した電気使用量（kWh）

EF_N ：当該事業年度における北部浄水場全体での電気料金（円）

EY_N ：当該事業年度における北部浄水場全体での電気使用量（kWh）

EU ：事業者の提案による電力料金単価（技術提案書提出時点の実勢単価に基づき算出された、本契約の履行期間全期間にわたる平均値。円/kWh）

イ 水道料金

下記の算定式により調整額を算定する。

$$W_N = WC_N \times (WF_N / WY_N - WU)$$

ここに

W_N ：当該事業年度の水道料金調整費

WC_N：当該事業年度において本施設で使用した水道水使用量（m³）

WF_N：当該事業年度において本施設の水道料金として乙に請求した額の合計額（円）

WY_N：当該事業年度における本施設で使用した水道水使用量（m³）

WU：事業者の提案による水道料金単価（技術提案書提出時点の実勢単価に基づき算出された、本契約の履行期間全期間にわたる平均値。円/ m³）

ウ 下水道使用料

下記の算定式により調整額を算定する。

$$S_N = SC_N \times (SF_N / SY_N - SU)$$

ここに

S_N：当該事業年度の下水道使用料調整費

SC_N：当該事業年度において本施設から排除した汚水量（m³）

SF_N：当該事業年度における北部浄水場全体での下水道使用料（円）

SY_N：当該事業年度における北部浄水場全体での汚水量（m³）

SU：事業者の提案による下水道使用料単価（技術提案書提出時点の実勢単価に基づき算出された、本契約の履行期間全期間にわたる平均値。円/ m³）

（４）その他の調整

甲が乙に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整（増額）又は乙が甲に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整（控除）。ただし、損害賠償請求はこの調整としては取り扱わない。

3. 温室効果ガス発生抑制奨励金

奨励金は、本業務の履行において、温室効果ガスの排出量の抑制について優れた運転実績をあげた場合に交付するものである。各事業年度が終わるごとに１回、翌年度６月分の基本維持管理費の支払時において基本維持管理費に加算する場合がある。

（１）概要

本施設で使用する電力使用量及び薬品類（凝集剤、次亜塩素酸ソーダ、薬品洗浄剤、粉末活性炭、pH 調整剤等）の使用量を対象とする。単位浄水処理量あたりの電力使用量及び薬品類の使用量（CO₂換算値）が、技術提案書において乙が提案した使用量（CO₂換算値）よりも削減された場合、当該削減量に係る便益を金額換算する。

（２）算定の方法

下記の算定式により奨励金を算定する。

$$U - EC_N / TW_N \leq 0 \text{ のとき}$$

$$ES_N = 0$$

$$U - EC_N / TW_N > 0 \text{ のとき（小数点第 7 位以下の端数は切り捨て）}$$

$$ES_N = TW_N \times (U - EC_N / TW_N) \times CER$$

ここに

$E S_N$: 当該事業年度の温室効果ガス発生抑制奨励金

$E C_N$: 当該事業年度において本施設で使用した電力使用量と薬品類の使用量の $C O_2$ 量換算値 ($t \cdot C O_2$)。なお、 $C O_2$ 量換算に用いる原単位は、「浄水施設を対象とした LCA 実務マニュアル」(2008 年、水道技術研究センター) 及び同書で引用された「LCA 実務入門」(1998 年、産業環境管理協会) 資料編 Appendix3 の各項目別「代表値」を用いるが、各出典において見直しがなされた場合は見直し後の最新の数値とする。

$T W_N$: 当該事業年度における本施設での浄水処理量 (m^3)

U : 技術提案書において乙が提案した、履行期間全期間にわたる電力使用量と薬品類の使用量 ($C O_2$ 量換算値) を履行期間全期間にわたる浄水処理計画量 $277,237,400 m^3$ ($50,600 m^3/日 \times 5,479$ 日) で除したもの ($t \cdot C O_2/m^3$)

$C E R$: 当該事業年度の末日 (3 月 31 日) における温室効果ガス排出権取引に係る EUA—OTC 現物取引終値の円換算価格 (円/ $t \cdot C O_2$)

(算定例)

平成 27 年度の電力使用量 2,000,000kWh、粉末活性炭使用量 180t、浄水処理量 18,469,000 m^3 、 $C E R=3,000$ 円/ $t \cdot C O_2$ 、また $U=0.000120$ ($t \cdot C O_2/m^3$) とすると、

$E C_{27}=2,000,000 \times 0.0003667$ ($t \cdot C O_2/kWh$: 「浄水施設を対象とした LCA 実務マニュアル」(2008 年、水道技術研究センター) に示された電力に係る二酸化炭素排出量) + 180×6.207 ($t \cdot C O_2/t$: 「LCA 実務入門」(1998 年、産業環境管理協会) 資料編 Appendix3 の活性炭粉状の「代表値」) = $1,851 t \cdot C O_2$

$E S_{27}=18,469,000 \times (0.000120 - 1,851/18,469,000) \times 3,000=1,095,840$ (円)

4. 業務要求水準未達による業務委託料の減額

甲は、毎月乙から提出される月報を確認した結果、下表に規定する業務不履行又はサービス水準の未達を確認した場合には、各事業年度が終わるごとに 1 回、下表に規定される算出方法に従って算出される金額を、翌事業年度 6 月分の基本維持管理費の支払時において基本維持管理費から控除する。

なお、原水水質が要求水準書に示す標準的な原水水質を超過した場合の要求処理水質の不適合については、第 29 条 (水量及び水質の異常に対する措置) 第 2 項に基づく甲乙の協議により、乙の責に帰すべき事由である旨の合意に至った場合に限って適用する。

また、業務委託料の減額は事業年度を単位に計算し、次の事業年度には不適合の回数を持ち越さないものとする。

区分	水質項目 又は規制項目	不適合の条件	業務委託料の減額の 算出方法
要求処理 水質の不 適合	濁度	浄水池出口において、連続して 60 分間以上にわたり 0.01 度を超える 場合	1) 事業年度内に 5 回 までの不適合 不適合 1 回あたり ¥500,000
	鉄及びその化 合物	浄水池出口において 0.3mg/L を超 える場合	
	マンガン及び その化合物	浄水池出口において 0.01mg/L を 超える場合	2) 事業年度内に 6 回 以上 10 回までの不 適合 6 回以上の分につ いて、不適合 1 回 あたり ¥1,000,000
	2-MIB、ジェオ スミン	浄水池出口において各々 3ng/L を 超える場合	
	総トリハロメ タン	浄水池出口において 0.03mg/L を 超える場合	
	有機物 (TOC)	浄水池出口において 3mg/L を超え る場合	
水質管理 業務の不 履行	水質試験の実 施	要求水準書別紙 2 に示す測定頻度 (甲が策定する水質検査計画で検 査頻度が見直された場合は当該見 直し後の測定頻度) において、毎 月の必要分析数の 10% を超える 数が未測定の場合 (当該超過月を 1 回と数える。)	3) 事業年度内に 11 回 以上の不適合 本契約の債務不履行 事由

5. 消費税及び地方消費税

基本維持管理費、調整費、温室効果ガス発生抑制奨励金及び業務要求水準未達による業務委託料の減額（控除）の合算額に係る消費税及び地方消費税を支払う。

〔別紙 6〕 保険（第 3 1 条関連）

1 第三者賠償責任保険

てん補限度額： 身体 1 名につき 1 億円、1 事故につき 1 0 億円
財物 1 事故につき 1 億円

補償する損害： 本施設に関する乙の所有、使用又は管理に起因して他人の身体に障害を負
わせたこと又は他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の
損害賠償責任を負うことによって被る損害

2 その他

上記に示す保険は、必要最小限のものであり、乙が必要に応じて補償内容を充実させること
及び上記以外の保険の付保を妨げるものではない。

〔別紙 7〕 不可抗力（第 3 2 条関連）

不可抗力の場合の追加費用に関する負担は、次のとおりとする。

1 乙に増加費用又は損害が生じた場合

履行期間中に不可抗力が生じた場合、乙に生じた増加費用額及び損害額が当該事業年度の維持管理運営費の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については、甲が負担するものとする。ただし、乙が不可抗力に関する保険金を受領した場合、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。

2 第三者に損害が生じた場合

履行期間中に不可抗力が発生し、第三者に損害が生じた場合、当該損害額が当該事業年度の維持管理運営費の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については、甲が負担するものとする。ただし、乙が不可抗力に関する保険金を受領した場合、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。

なお、上記の場合を除き、甲は、乙に生じた費用及び損害を一切負担しない。

3 甲に費用負担又は損害が生じた場合

甲の負担とする。

〔別紙 8〕 法令変更（第 33 条関連）

法令等の変更による追加費用の負担割合は、次のとおりとする。

	甲負担割合	乙負担割合
本事業に直接関係する法令等 の変更の場合	100%	0%
上記以外の法令等の変更の場 合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設に類似したサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味し、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税及び地方消費税の税率変更は除く。）及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。

〔別紙 9〕 契約の終了に伴う違約金の算出（第 10 条、第 34 条関連）

乙が甲に支払う違約金は、次のとおりとする。

1. 当該年度分

当該年度分の基本維持管理費に、契約終了日の属する月の翌月からその年度の 3 月までの月数を乗じた額の 100 分の 10 とする。

$$\text{当該年度分違約金} = \text{基本維持管理費} \times \text{残月数} \times 10 \div 100$$

2. 当該年度の翌年度以降、平成 41 年度までの各年度分

毎年度の基本維持管理費の 100 分の 10 の額に現在価値化係数を乗じた額を年度ごとに算出する。

$$\text{当該年度の翌年度以降の各年度分違約金} = \text{基本維持管理費} \times 10 \div 100 \times \text{現在価値化係数}$$

ここに、

$$\text{当該年度の当初から起算して } n \text{ 年度目の現在価値化係数} = 1 \div (1 + \text{割引率})^{n-1}$$

割引率：契約終了日現在における、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合

3. 当該年度分から平成 41 年度までの各年度ごとに算出した額の合計額を違約金とする。

〔別紙 10〕 ユーティリティ費用の徴収方法（第 25 条関連）

電気料金、水道料金及び下水道使用料は、北部浄水場において本市が支払った実額に基づき、使用量の按分により事業者に負担を求めるものである。

（1）算定方法

ア 電気料金

下記の算定式により徴収額を算定する。

$$E_N = E F_N \times E C_N / E Y_N$$

ここに

E_N ：当該月の電気料金徴収額

$E C_N$ ：当該月において本施設で使用した電気使用量（kWh）

$E F_N$ ：当該月における北部浄水場全体での電気料金（円、月報記載の事業者の計量に基づく。）

$E Y_N$ ：当該月における北部浄水場全体での電気使用量（kWh）

イ 水道料金

下記の算定式により徴収額を算定する。ただし、水道使用量に応じた従量水道料金単価の適用など具体的な算出方法は、甲が定める水道料金の算出方法に従う。

$$W_N = W S_N + W C_N \times W V_N$$

ここに

W_N ：当該納付月における水道料金徴収額

$W C_N$ ：当該納付月において本施設で使用した水道水使用量（ m^3 、月報記載の事業者の計量に基づく。）

$W S_N$ ：当該納付月において適用する基本水道料金（円）

$W V_N$ ：当該納付月において適用する従量水道料金単価（円/ m^3 ）

ウ 下水道使用料

下記の算定式により徴収額を算定する。

$$S_N = S F_N \times S C_N / S Y_N$$

ここに

S_N ：当該納付月の下水道使用料調整費

$S C_N$ ：当該納付月において本施設から排除した汚水量（ m^3 、月報記載の事業者の計量に基づく。）

$S F_N$ ：当該納付月における北部浄水場全体での下水道使用料（円）

$S Y_N$ ：当該納付月における北部浄水場全体での汚水量（ m^3 ）

（2）徴収方法

乙が甲に提出し、甲が承諾した月報に記載された、乙の計量による電気使用量、水道水使用量及び排除汚水量に基づき、電気料金については翌々月の基本維持管理費から、また水道料金と下水道使用料については当該納付月の翌々月に支払う基本維持管理費から、各々控除する。